

# 第2次輪島市集中改革プラン

(平成22年度～平成25年度)

平成22年8月

輪 島 市

## 目 次

はじめに	1
I 第2次輪島市集中改革プランの実施にあたり	2
II 第2次輪島市集中改革プランの実施内容	
1 情報公開の推進と広報広聴機能の充実	3
2 民間活力を取り入れた行政経営の展開	5
3 組織・機構の再編	6
4 職員定数及び給与の適正化	8
5 中長期を見通した財政の健全化	9
6 公営企業・特別会計の健全化	11
III 第1次輪島市集中改革プランの主な成果	13
IV 参考資料	16

～はじめに～

平成18年2月の市町合併後の一体となったまちづくりの推進と、地方分権一括法の施行に伴う「地域間競争」に対応するため、平成18年9月に第1次輪島市集中改革プラン(平成18年度～平成21年度)を策定しました。

この間、未曾有の災難となった能登半島地震の発災もありましたが、国県を始めとする各方面からの支援により震災からの復興を果たすと共に、改革プランの着実な遂行により、市債残高の逡減と人件費の抑制を中心に一定の成果を得ることができました。また、これまで長期的展望から取り組んで参りましたマリンタウン整備を中心とする大型事業もほぼ完了となっております。

しかしながら、平成21年の米国サブプライムローン問題を発端とした「百年に一度」と言われる金融危機による景気の低迷は根深く、加えて少子・高齢化問題等、市の活性化と市民福祉の向上を進める上で様々な課題があるところから、ここに第2次輪島市集中改革プランを定めるものです。

4年後の北陸新幹線金沢開業、輪島塗のユネスコ無形文化遺産への登録等、ここ3、4年がこれまでの諸事業の成果を継承し、本市が今後の発展に向けて大きく飛躍するうえで最も重要な時期であると考えております。

そのためにも、本計画の着実な実施に向け職員全員が一丸となって取り組み、市民の視点に立った行財政運営に努力していきます。

平成22年8月

輪島市長 梶 文秋

## I 第2次輪島市集中改革プランの実施にあたり

### 1 「第1次輪島市集中改革プラン(平成18年度～平成21年度)」の承継

平成18年度から平成21年度まで実施してきた第1次輪島市集中改革プランの取組項目については、その達成状況や成果を踏まえ、社会情勢の変化や他の取組項目との関連性を考慮し、第2次輪島市集中改革プランに承継し、取り組んでいくこととします。

### 2 第1次輪島市総合計画との連携

総合計画は、合併後の新輪島市の10年に渡るまちづくりの基本方針であり、総合的かつ計画的な地域経営を実現するための道標となるものであり、輪島市の最上位の計画として位置付けられています。第2次輪島市集中改革プランは、総合計画の前期と後期の端境期に策定されるため、その整合性はもちろんのこと、総合計画を推進するための一つの計画として相互に連携を図り取り組んでいきます。

### 3 国、県の指針と新たな取組への挑戦

国、県における行財政改革等の指針を注視し、地方分権時代に即対応していくと共に、行政改革で成果を上げている他の先進自治体の事例を取り入れながら、輪島市の現状と将来の課題に即したプランの策定を行っていきます。

### 4 実施期間

第2次輪島市集中改革プランの実施期間は、平成22年度から平成25年度までの4年間とします。

### 5 推進体制

副市長、総務部長、福祉環境部長、産業部長、建設部長、門前総合支所長、教育部長、総務課長、企画課長、財政課長で第2次集中改革プラン策定委員会を構成し、プランの策定、進行管理を図ります。

### 6 進捗状況と成果の公表

第2次輪島市集中改革プランにおける取組項目は、年度毎に内容を具体的に記述し、その進捗状況及び成果についての公表を行います。

### 7 計画年次中の取組項目等の改定

社会情勢の変化や行財政改革の実施状況等を踏まえ、目標の修正や上乘せ、前倒し等、必要に応じて第2次輪島市集中改革プランを改定し、達成を図っていきます。

## II 第2次輪島市集中改革プランの実施内容

### 1 情報公開の推進と広報広聴機能の充実

市政情報への親しみやすさと提供内容の充実を図るため、高齢化の進展や各種情報媒体の利用実態を踏まえた取組を行い、市民への情報提供をより一層進める。

#### (1) 情報公開の推進

##### ① 市政情報提供活動のPR

市政情報について、市が行っている各種公開・広報活動、機会提供についてのPRを行い、市民の市政情報利用についての利便性を高める。

(平成22年度～)

##### ② 行政運営に関する情報の市ホームページによる公表

行政運営に関する様々な情報について、市ホームページ等多様な媒体により積極的に公表し、市の情報公開度を高める。

(平成22年度～)

##### ③ 議会提出資料の公表

市長提出議案、市長議案説明要旨及び議員全員協議会への提出資料について、市ホームページにより公表する。

(平成25年度)

##### ④ 監査状況の公開

監査委員からの決算審査意見書及び定期監査結果に基づく措置状況について市ホームページで公開する。

(平成23年度～)

#### (2) 広報広聴機能の充実

##### ① 市民の市政への参画促進

市政懇談会の開催や市ホームページによる意見公募、各種審議会の開催など市民が行政運営に積極的に参加する仕組みづくりを行う。

(平成22年度～)

② 疑問・意見等の対応の強化

行政事務や各種申請手続き等に対して、市民から寄せられる疑問や質問及びそれらに対する回答のデータベース化を行い市ホームページで公開する。

(平成24年度)

③ 各種申請様式の改善

市民サービス窓口における諸手続き、様式について見直しを行い、住民により分かりやすいものとする。

(平成22年度～)

④ 出前講座の充実

市の事業や施策などを市民に分かりやすく説明するため、出前講座の内容について毎年度見直しを行い充実を図る。

(平成22年度～)

⑤ 市民サービス内容の案内冊子の発行

各種市民サービスの紹介や問い合わせ窓口、また各種施設の紹介等を内容とする「(仮称)くらしのガイド」を発刊し全世帯に配布する。

(平成23年度)

## 2 民間活力を取り入れた行政経営の展開

施設管理を中心に、公的サービス水準の維持・向上に配慮しつつ、民間的発想を取り入れた効率的な運営についての取り組みを行う。

### (1) 民間委託・民営化の推進

#### ① 保育所の一部民営化

輪島市立保育所民営化基本計画の見直しを行い、保育所の民営化を推進する。  
(平成22年度～)

#### ② 学校給食業務の民間委託

学校給食の調理場の在り方について、食育と経費負担の両面から検討を行い、運営体制の見直しを行う。  
(平成24年度～)

### (2) 公の施設の管理運営の見直し

#### ① 指定管理者制度の充実、管理成果の公表

指定管理者の選定経過、管理実績等について市ホームページ等で公開を行う。  
また、協定内容にインセンティブ(奨励制度)を設定し、収益の向上と管理者の意欲向上を図る。  
(平成23年度～)

#### ② 外郭団体における独自の集中改革プラン策定

市関係の次の法人について、市民サービスの向上と効率的な運営のため、独自の集中改革プランの策定と実施を求める。  
(平成23年度～)

- ・(財)日本海むら開発公社
- ・(財)輪島漆芸美術館
- ・(有)門前生活環境
- ・輪島温泉観光開発(株)
- ・(株)まちづくり輪島

### 3 組織・機構の再編

多様化する行政需要に的確に対応するため組織・機構の見直しを行うとともに、職員の意識改革・能力の向上を図る。また、行政課題と目的を明らかにし集中した取り組みを行う職場を目指す。

#### (1) 組織・機構の再編

##### ① 行政組織の簡素・効率化

行政組織の簡素化・効率化を推進するため、部局及び課の統廃合を図る。

(平成23年度～)

##### ② 小中学校の適正規模化

生徒の教育環境を最優先し、校舎の耐震化などの課題も念頭に置きながら、「(仮称)輪島市教育プラン策定委員会」を設置し、新たなビジョンの作成を行い統廃合を進める。

(平成22年度～)

##### ③ 火葬場の統廃合、一元化

市民サービス向上のため、輪島霊苑と輪島市穴水町環境衛生施設組合火葬場の2つの火葬場を統合する方向で、新しい火葬場建設に取り組む。

(平成22年度～)

##### ④ 各種事務局業務の整理

任意団体についての事務局業務の在り方を整理し、公益性の観点から必要性が認められない事務局業務の廃止に向けて取り組む。

(平成23年度～)

##### ⑤ 職員の意識改革

新職員研修計画の策定を行い職務遂行能力の向上を図ると共に、職員の意識改革(コスト意識、改善意識の醸成)に取り組む。

(平成22年度～)



(2) 事務事業の評価と事務の効率化

① 目標管理型行政運営システムの導入

各職場における行政経営視点の共有及びそれによる職員の改革・改善意識の向上、組織の活性化を図る。

(平成24年度～)

② 入札及び契約に関する見直し

入札の公平性、透明性及び競争性を確保するため制限付き一般競争入札の範囲の拡大を行う。また、公共工事の品質確保の観点から総合評価落札方式の推進を図る。

(平成22年度～)

#### 4 職員定数及び給与の適正化

職員定数については第1次集中改革プランでの実績を基に引き続き厳格な管理を行う。また、職員給与については人事院勧告制度に従い適正化を進めると共に手当の見直し等自助努力を行う。

##### (1) 職員定数の適正化

###### ① 職員定数の基本方針設定

行政組織の簡素化及び事務の効率化を図るとともに、これまでの削減実績を踏まえ、市民サービスの向上と地域活性化を図るうえで適正な組織体制に必要な職員数の検討を行う。

(平成22年度～)

###### ② 臨時・嘱託職員の適性規模化

業務内容の精査を行うとともに、民間委託の可能性について検討を行う。

(平成22年度～)

##### (2) 職員給与制度等の適正化

###### ① 時間外勤務手当の縮減

各所属長における職員業務量の適切な把握及びノー残業デーの徹底、また職員の意識改革等を通し時間外勤務手当の縮減を図る。

(平成22年度～)

###### ② 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当制度の目的や趣旨並びに支給実績等を考慮し、必要が無いものについての廃止を含め適正化を図る。

(平成23年度～)

###### ③ 勤務評定の見直し

勤務成績評定についての公平公正性に関し研究及び研修を十分行い、勤勉手当の成績率導入及び査定昇給制度を実施する。

(平成23年度～)

## 5 中長期を見通した財政の健全化

増大する行政需要に的確に対応する財政基盤を維持するため、市債残高の逡減とコスト縮減に努めるとともに財源の確保を図り、引き続き財政の健全性を維持する。

### (1) 中長期的な財政運営と健全化

#### ① 公会計の作成公表

情報開示及び財政危機への対応策として、保有資産の把握及び評価を行い、財務諸表の作成及び公開を行う。

(平成22年度～)

#### ② 市債残高の逡減

中長期を見通した財政の健全化を保つため、更なる市債残高逡減・新債発行の抑制に努め、4年間で20億円の市債残高(臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く。普通会計分)逡減を図る。

(平成22年度～)

#### ③ 経常的経費(交際費含む。)等の削減割合の設定

経常経費について4年間で10%(義務的経費、建設事業を除く。)削減を目指す。

(平成22年度～)

### (2) 事務事業の見直し

#### ① 補助金・負担金等の見直し

補助金・負担金の目的と成果、公益性を精査し、減額、停止又は廃止等の見直しを行う。

(平成23年度～)

#### ② 納税奨励金及び納入報償金の見直し

納税奨励金及び納入報償金制度の有するコミュニティ維持機能に着目し制度の見直しに向け検討を行う。

(平成22年度～)

### (3) 財源の確保

#### ① 収納体制の強化

賦課と収納が一体となった取組による、現年度分滞納の抑止及び滞納者の現況調査と財産調査の徹底及び各課との情報共有により早期滞納処分着手を行う。

(平成22年度～)

#### ② 未・低利用財産の処分

遊休財産の処分(売却)を実施する。

(平成22年度～)

#### ③ 貸付普通財産の処分

貸付料の見直しを図るとともに、物件の売却を行う。

(平成22年度～)

#### ④ ふるさと納税の推進

市ホームページや広報紙、県内外における各種イベント等様々な機会を捉え、市へのふるさと納税についてのPR充実を行う。

(平成22年度～)

#### ⑤ 市ホームページへの有料広告の実施

現在実施中の広報わじまにおける有料広告制度を拡充し、市ホームページにおいても有料広告掲載を実施する。

(平成23年度～)

### (4) 負担と受益の適正化

#### ① 分担金・負担金及び使用料・手数料の見直し

適正な負担と受益を踏まえて、金額や減免規定の見直しを図る。

(平成23年度～)

#### ② 公の施設維持管理費の揭示

公の施設に対する愛着心の向上と管理コストの合理化を図るため、主な施設の維持管理費(人件費を除く。)について施設毎に揭示を行う。

(平成23年度～)

## 6 公営企業・特別会計の健全化

公営企業等においても、定員管理の適正化、コスト削減を推進し、中長期的展望に立った経営安定のための健全化に取り組む。

### (1) 病院事業

#### ① 経営基盤強化への取組

ア D P C (診断群分類)制度導入による業務の効率化と医療の標準化・透明化  
(平成 2 2 年度～)

イ 専門スタッフ配置による健診業務の充実  
(平成 2 2 年度～)

ウ 後発医薬品の使用促進、薬品・診療材料の適正管理、省エネルギー対策  
(平成 2 2 年度～)

エ 組織の見直しと責任の明確化による職員の意識改革  
(平成 2 2 年度～)

オ 未収金対応マニュアル作成、連帯保証人の設定等による未収金対策  
(平成 2 2 年度～)

### (2) 水道事業

#### ① 上下水道料金の地域間格差の是正

上下水道料金の地域間格差を是正し、公共料金の公平性を図る。

(平成 2 3 年度～)

#### ② 上下水道料金の納入窓口の拡大

コンビニ収納及びクレジット収納を行うことにより、利用者の公共料金納入の機会を拡大しサービスの向上を図る。

(平成 2 4 年度～)

(3) その他法非適公営企業

① 下水道の水洗化率向上による収入の確保

現行の助成制度に新たな追加助成制度を加え、利用者の経済的負担を軽減することにより、供用後未接続となっている世帯の接続を進め水洗化率を高めると共に、将来にわたる安定的収入の確保を図る。

(平成23年度～)

② ケーブルテレビ事業運営の在り方についての検討

当面は直営を堅持しつつ、指定管理者制度について、調査研究を行い、将来の運営の在り方についての検討を進める。

(平成22年度～)

③ 事業計画及び財政健全化計画の策定

経済性の高い財政運営を高めるため中期的展望に立ち、各会計において事業計画及び財政健全化計画を作成する。

(平成22年度～)

### Ⅲ 第1次輪島市集中改革プラン(平成18年度～平成21年度)の主な成果

#### 1 情報公開の推進と広報広聴機能の充実

行政情報、財政状況、防災状況などを、市のホームページに掲載し、市民に対し積極的な情報の公表を行った。

また、毎年、各地区において市政懇談会を開催し直接市民の意見を聴き市政に反映するとともに、特に重要な事項については、市民の意思が直接市政に反映されるよう、輪島市自治基本条例において、意見聴取及び住民投票の手続を制度化し、それぞれ条例を制定した。

#### 2 民間活力を取り入れた行政経営の展開

大屋保育所の民営化、下水道浄化センターの委託を始め、37に及ぶ市関係施設の管理運営について民間委託(指定管理者制度)を行った。また、学校給食調理場においては、5共同調理場8自校方式を6共同調理場2自校方式とし合理化を図った。

#### 3 簡素で効率的な組織・機構への再編

行政組織では4部1総合支所36課であったものを、4部1総合支所28課へと8課の削減を行い、スポーツ振興事業団の廃止を行いスリム化に努めた。

#### 4 職員定数及び給与の適正化

職員定数の適正化については、目標値が571人であるところを22人上回る549人と、合併前の平成17年度に比べると162人の大幅な職員削減を達成した。

また、給与の適正化については職員数の抑制や震災時の財政状況を鑑み併せて行った給与カットなどの結果から、人件費においては平成17年度における一般会計当初予算における職員給与費の合計額に比べ9億9,693万円の減少、平成18年度からの累計では37億3,594万円の削減効果があった。

職員数の状況(単位：人)

年度	職員数	前年比	H17 対比	削減率(H17 比)
H17	711	—	—	—
H18	647	△64	△64	9.0%
H19	613	△34	△98	13.8%
H20	574	△39	△137	19.3%
H21	555	△19	△156	21.9%
H22	549	△6	△162	22.8%
目標	571	—	△140	19.7%

給与費当初予算額推移(単位：千円)

年度	給与費	前年比	H17 対比	削減率(H17 比)
H17	3,234,651	—	—	—
H18	2,903,923	△330,728	△330,728	10.2%
H19	2,588,944	△314,979	△645,707	20.0%
H20	2,350,761	△238,183	△883,890	27.3%
H21	2,355,974	5,213	△878,677	27.2%
H22	2,237,713	△118,261	△996,938	30.8%
合計			△3,735,940	

※一般会計(退職手当を除く。)

5 中長期を見通した財政の健全化

市債残高について毎年5億円削減する目標を掲げ、事業の優先順位の決定や繰上償還に努めたことにより、全会計で年平均10億円の削減を達成したほか、経常経費の15%削減を行った。



## 6 公営企業・特別会計の健全化

水道事業において、検針業務の民間委託や水道課と門前水道課の一元化による業務の効率化と人員の削減や企業債の繰上償還など経営基盤安定化への取組を強化した。また、国民宿舎事業の廃止を行った。

## IV 参考資料

### 第2次集中改革プラン策定委員会設置要綱

平成22年6月1日施行

#### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、集中改革プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2次輪島市集中改革プラン策定(以下「プラン策定」という。)に係る方針及び実施計画の策定に関すること。
- (2) プラン策定の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プラン策定に係る重要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、福祉環境部長、産業部長、建設部長、門前総合支所長、教育部長、総務課長、企画課長、財政課長をもって充てる。

#### (委員長)

第4条 委員長は、プラン策定を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (部局検討会議)

第5条 委員会に部局検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

2 検討会議は、部局内における行政改革の諸課題を調査、検討し委員会へ報告する。

3 検討会議は、総務部局、福祉環境部局、産業部局、建設部局、門前総合支所部局、教育部局とする。

4 検討会議は、座長、幹事長及び幹事をもって組織する。

5 座長は、部長職にある者をもって充て、幹事は職員のうちから委員長が任命する。

6 幹事長は、幹事のうちから座長が指名する。

7 幹事長は、委員会の会議に出席し、検討会議における結果を報告しなければならない。  
(課内検討チーム)

第6条 検討会議に課内検討チーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームは、座長の指示を受け、課内における行政改革の諸課題を調査、検討し座長へ報告する。

3 チームは、課員全員をチーム員とし、課長が指名する職員をもってチームリーダーに充てる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 検討会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課、総務部企画課及び総務部財政課において処理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。